

平成23年11月25日

於：学術総合センター2階「中会議場」

水産政策審議会

第54回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第54回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成23年11月25日 10時00分

閉会 平成23年11月25日 12時35分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	梶 克之	佐藤 信幸	鈴木 徳穂	長屋 信博
	東村 玲子	山川 卓	山根 香織	
特別委員	安部 敏男	小川 栄	風無 成一	金田 一義
	高橋 健二	能登 博之	野村 俊郎	濱田 武士
	宮島 英雄	八木田和浩	柳谷 法司	米田 清

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長 橋本企画課長 丹羽管理課長 熊谷資源管理推進室長
長谷漁業調整課長 矢吹沿岸・遊漁室長 加藤漁船漁業対策室長
漆原国際課長 内海漁場資源課長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事	1
(諮問事項)			
諮問第 206 号	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項 の規定に基づく基本計画の検討等について	1
諮問第 207 号	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正 する省令について	2 9
諮問第 208 号	漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網 漁業（日本海の海域）の公示について	3 0
諮問第 209 号	漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の公示に ついて	3 2
(審議事項)			
①	資源管理指針の一部改正について	3 4
②	指定漁業の一斉更新小委員会設置について	3 6
(報告事項)			
①	第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について	3 8
②	漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について	3 8
③	指定漁業の許可及び起業の認可の状況について	4 1
(その他)	4 1
3. 閉	会	4 6

○丹羽管理課長 それでは、予定の時間がまいりましたので、ただいまから第 54 回資源管理分科会を開催させていただきます。

私、管理課長の丹羽と申します。よろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。ただいま山根委員が遅れておられますが、水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。資源管理分科会委員 10 名中、ただいま 6 名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立しております。

次に配付資料を確認させていただきたいと思います。分量が多いので恐縮でございますが、お手元の資料の上から、資源管理分科会の議事次第。次に資料一覧というペーパーの後に、資料番号を付けてお配りしております。

資料 1、資料 2、資料 2 の別紙ということで、別紙 1、別紙 2 というものがございます。

資料 2 に付随する参考資料といたしまして、資料 2-1 から資料 2-7 までございます。

資料 3 から資料 5 までが 1 つの資料です。

資料 6 につきましては、資料 6-1 から資料 6-3 になっております。

時間の関係もでございますので、進めさせていただきますが、資料 7、資料 8、資料 9、資料 10 ということで、資料番号としては 10 まででございます。

議事が進行する中で、もしも不足等がございましたら、事務局におっしゃっていただければ追加させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事につきましては、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は諮問事項が 4 件、審議事項が 2 件、報告事項が 3 件でございます。結構盛りだくさんでございますけれども、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第 5 条第 6 項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

では、諮問事項に入ります。「諮問事項第 206 号 海洋生物の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」ということで、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○丹羽管理課長 管理課長の丹羽でございます。

「諮問事項第 206 号海洋生物の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」の御説明をいたします。

お手元の資料 2 が今回の諮問内容でございます。

まず諮問文を朗読させていただきます。

23 水管第 1833 号

平成 23 年 11 月 25 日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第 206 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 22 年 11 月 12 日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

ということでございます。

本諮問は基本計画の変更に対する答申をいただくもので、別紙 1 が変更案、別紙 2 が新旧対照表でございます。

まず TAC 関連の内容につき御説明いたします。

TAC 関連につきましては、別紙 1 の基本計画案の 6 ページをご覧くださいと思います。「第 3 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項」の 1 の中期的管理方針というものを、前回の資源管理分科会で御審議、御了承いただいたということでございましたので、それ以外の今回の主な変更といたしまして、1 つ目が平成 23 年漁期のスケトウダラ太平洋系群の追加配分及び TAC 改定、2 つ目が平成 24 年漁期のマアジ、マイ

ワシ、スルメイカの漁獲可能量の設定、3つ目が平成24年漁期の漁獲努力可能量（TAE）の設定の3点について御審議をいただくものでございます。

まずスケトウダラの太平洋系群の追加配分及びTACの改定について御説明いたします。

資料2-2をご覧くださいと思います。資料2-2の3ページに参考ということで添付しておりますが、「スケトウダラ（太平洋系群）TACについて」というペーパーでございます。これは平成22年11月12日第48回の資源管理分科会において、新たなTAC管理方式として、TACの先行利用方式を御審議いただき、御了承いただいたペーパーでございます。

内容的には、自主的な漁獲努力量削減を実施した上で、道南太平洋海域において、10月の1日当たりの採捕量が概ね500トンを超えること、11月以降の採捕見込量が直近の推移から概ね9,000トンを超えると推定されること、この2点の前提条件を満たすことで、スケトウダラの北海道沿岸の刺網漁業のTACの先行利用を可能としたわけでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、2のところに書いてございますが、北海道沿岸のスケトウダラ刺網漁業の今漁期の状況を記載しております。その内容につきましては、ここに書いてありますように、まず全体の操業開始日を11月1日と自主規制しながら、一部漁船が操業を行っているということでございますが、10月6日から操業を開始し、漁獲の状況が1日1隻当たり4.1トンということで、これは昨年ベースの操業隻数174隻に換算しますと、10月の1日当たりの漁獲量が713トンになるということでございます。また、11月上旬までの漁獲状況、これは全船が操業を開始したことになるわけでございますが、11月の採捕見込量が1万7,476トンになっておりまして、先ほど申しました昨年了承いただきました先行利用の前提条件を満たしているということでございまして、今月10日に北海道より水産庁に対し1万トンの先行利用の要望がなされているところでございます。

また、昨年も同様に御了承いただいたわけでございますが、沖合底びき網漁業につきましても、沿岸漁業とのバランスをとるため、沿岸漁業に先行利用を認めた場合には、漁業者の要望により対応することとなっております。今回、沖合底びき漁業からも昨年と同様に1,000トンの先行利用の希望があったところでございます。

次に、そういう背景の中で、先行利用した場合の資源への影響でございますが、独立行政法人水産総合研究センターによりシミュレーションを行っていただいた結果を資料2-2の2ページ目に記載しております。

先ほど申しましたように、沿岸漁業分 1 万トン、沖合漁業分 1,000 トン、合計 1.1 万トンを先行利用したとして、現在の TAC に合わせて 19 万 7,000 トンで漁獲した場合の推移を図の紫色で表しておりますけれども、見ていただきますように、翌年以降、最近年の漁獲量の平均で漁獲した場合、赤色の現行の TAC と比べ、全く資源の推移に影響がないと言えそういうわけではございませんが、その差は余り大きなものになっていないという結果となっております。当然このシミュレーションは、今後新たな情報が入ることによって変われる可能性もございますので、今後も関心を払っていきたいと考えております。

以上から、この先行利用に関しましては、昨年と同様に北海道沿岸のスケトウダラの刺網漁業の先行利用量を 1 万トンを上限とする。これは資料 2-2 の一番下の 4 に書いてあるわけでございます。

2 つ目としまして、先行利用により使用した分については、翌年の TAC 割り当てから削減を行う。これも御了承いただいた内容でございますが、削減分は激変緩和のため 5,000 トンを上限とし、余剰分があれば、その次の年度に削減をする。

それから、TAC 割当量からの削減が実施されている間は、新たな先行利用は行わないという内容で、先行利用分、北海道知事管理分として、刺網漁業に対して 1 万トン、沖合底びき網漁業に対して 1,000 トンを追加配分することとしております。

資料 2-1 をご覧いただきたいと思っております。

3 ページ目の地図をご覧いただきたいと思っておりますが、この地図の太平洋海域の部分の TAC は現行 18 万 6,000 トンでございます。この内訳の大臣管理分の 11 万 2,000 トンを 1,000 トンアップの 11 万 3,000 トン、北海道知事管理分を 7 万 2,000 トンから 1 万トンアップの 8 万 2,000 トン、合計 18 万 6,000 トンを 19 万 7,000 トンに変更するというところでございます。それに伴いまして、1 ページ目の全体の TAC 等を変更するというところでございます。

以上が太平洋海域のスケトウダラ TAC の変更案についての御説明でございます。

続きまして、24 年の TAC の設定を御説明したいと思っております。

具体的な数量を御説明する前に、まず個々の特定海洋生物資源の動向について、漁場資源課長から説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○内海漁場資源課長 漁場資源課長の内海です。

それでは、資料に基づきまして、資源の状況について御説明をしていきたいと思っております。資料はお手元の資料 2-6 をご覧ください。

水産庁では、毎年さまざまな調査、解析を実施し資源評価を行っておりますが、今般、平成 23 年度の資源評価結果が出ておりますので、これについて説明をさせていただきます。

説明では幾つか資源評価に関する用語を用います。今回、資源管理分科会で資源評価の説明をさせていただくのは初めてだと思いますので、これについて簡単に説明をさせていただきますと思います。

資料の表紙の下にあります枠内をご覧ください。「資源評価用語」と書いてあります。

まず最初に「資源水準」という言葉を用いておりますけれども、これは過去 20 年以上にわたる資源量あるいは漁獲量の推移から、その量を高位、中位、低位の 3 段階に区分しまして、この区分で資源の水準を表現しております。

その下に「資源動向」という言葉がございますが、これは資源量もしくは漁獲量の過去 5 年の推移から推測しまして、資源が現在増加傾向にあるのか、横ばい傾向にあるのか、減少傾向にあるのかといった資源状態の傾向を示すものであります。

「CPUE」とありますが、漁業関係者の方にはおなじみの言葉だと思いますけれども、一般には単位努力当たり漁獲量を示すということで、例えば操業 1 日 1 隻当たり漁獲重量がどれだけになったかということで、この数量で資源がどれぐらいあるのか、CPUE が高いと資源がたくさんあるのではないかといった推測が可能になるということで、資源学上の指標であります。

その下に「Blimit」という表示がございます。これは何かと言いますと、B というのは資源を表すんですが、この資源量がある値まで減少しますと、何らかの資源回復措置をとらなければならないんです。その発動が必要になる資源量あるいは親魚の量を Blimit ということで指し示しております。

その下に「Bban」とあります。資源の量が余りに減少し過ぎると、やはりこれ以上漁業を続けるのは難しいということで、禁漁ですとか、あるいはそれに準じた措置を提言しなければなりません。そういう閾値になった資源量あるいは親魚の量を指しております。

その下に「RPS（再生産成功率）」とありますが、これは Recruitment Per Spawning ということで、親魚がどれだけ卵を産んで、それが資源へどれだけ加入するかという数量で、それが今後の資源量を左右するのに重要な指標になります。これを示すのが RPS ということで、親魚量当たりの加入量ということになりますが、これもこういう資源評価の文章にはときどき出てまいります。

次に「卓越年級群」とありますが、他の年に比べて特に高い加入量を持った年級群が発生する場合があります。これが産まれて、うまくこれを守ることができると、資源が飛躍的に増加する可能性があるということで、こういったものもその発生について資源評価の表現の中にときどき出てきております。

それから、枠内にはありませんけれども、これからの説明で「ABC」という言葉が出てまいります。これは生物学的許容漁獲量ということで、TACの設定に当たっては、生物学的許容漁獲量、ABCをベースにしてTACの設定を行います。TACは当然社会経済的な要因でその数量を設定することになるんですが、その大もとになるのが、生物学的にはじき出される許容漁獲量になります。なお、ABCの算定については、いろんな漁獲のシナリオ、例えば資源を回復させるのに5年かけて回復させる場合、10年かけて回復させる場合、それぞれはじき出される数量は異なりますので、現在の資源評価はABCを複数のシナリオに基づいて提示しまして、この中からABCを選択して、適正なTACを設定するという手続を踏んでいっております。

それでは、具体的なTAC魚種の資源評価結果を説明したいと思いますが、魚種が多く、時間が限られていますので、要点のみを簡単に説明していきたいと思います。

資料を1ページおめくりください。最初はサンマです。サンマ太平洋西北部系群ということですが、サンマについては、最近、資源の分布がかなり東に寄っているということがあります。そういうこともございまして、2010年の漁獲量も漁場形成が遅れて19万3,000トンということで、10年ぶりに20万トンを割り込んでおります。

2ページ目の上の左側に「漁獲量およびCPUEの推移」がございすけれども、CPUEはここ2か年減少の傾向にございます。

右側に「資源量および漁獲割合」とありますが、資源量は2008年以降減少傾向を示していますが、2011年については上昇しました。

下の括弧書きにありますますが、これによって、資源水準は中位、資源動向は横ばいと判断しております。

ABCの算定ですが、その下に表がございす。必要な親魚量を確保することを基本として、我が国水域でのABCを計算した場合「2012年ABC(千トン)」という欄がございすますが、これは括弧内の数字が我が国水域での資源量をはじき出した量になります。これを見ますと、28万7,000トンから103万5,000トンということで、かなりの幅を含んで数量は計算されます。いずれの数量も現行の漁獲水準を大きく上回るものですので、サンマ

の資源については潤沢であると判断しております。

次にスケトウダラでございます。3ページからスケトウダラですが、これについては4つの系群ごとに評価を行っております。

まず最初に、先ほども TAC 期中改定の説明がありましたスケトウダラの太平洋系群ですが、4つの評価単位の中では最も大きな資源になっております。このうち、最近では 2005 年級群というのが卓越年級群として出てきております。

下に「漁獲量の推移」ということで、それぞれその年の 0 歳魚から 8 歳魚までを色別にしたものがありますが、最後に 2005 年級群とありますが、こういった部分が漁獲の中で占める割合も大きいということで、これが卓越ではないかと考えております。

ただ、以降、卓越した年級群の発生が見られておりませんので、4ページの上の左側のグラフですが、資源量については減少傾向でございます。

2010 年度の資源量ですけれども、ここで 1 つ訂正があります。今、言いました 4 ページの「資源量および漁獲割合」のグラフの下にあります記載、下から 2 行目「2010 年度の資源量は 823 千トン」とありますが、これは「831 千トン」の誤りですので、申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。2010 年は 83 万 1,000 トンという資源量でございます。

資源の量は若干減ってきたんですが、親魚の量は前年を大きく上回っておりまして、先ほど言いました資源管理措置を発動する Blimit よりもかなり高いという状況でございます。

これによって、資源水準は中位、資源動向は横ばいという判断をしております。

ABC ですが、親魚量を Blimit 以上に維持することを基本にしまして、それぞれはじき出しますと、8 万トンから 13 万 8,000 トンという範囲内で、それぞれ計算がされる形になっております。

5 ページ、スケトウダラの日本海北部系群ですが、この資源については、2006 年級群の加入が良好であったと言われております。

ところが、以後の加入が非常に悪いものですから、2010 年の資源量につきましては、6 ページをお開きいただきたいんですが、資源水準が 10 万 3,000 トンと前年をわずかに下回っている。

資源水準は依然低位で、動向は横ばいという判断をしております。

先ほど言いました Bban という禁漁を推奨する水準を 3 万トン当たりを設定せねばなら

ぬのではないかと考えておりますが、2010年の親魚量は4万7,000トンということで、若干Bbanを上回るような状況になっております。

ABCを計算しますと、一番下にありますように、2,900トンから7,700トンという幅で算出されます。

この資源につきましては、現在、資源回復計画の対象魚種としておりまして、漁獲努力量の削減の取組みが進行中ですが、環境要因も影響して、非常に厳しい状況にある資源だと言えるかと思えます。

7ページ、スケトウダラのおホーツク海南部の系群ですが、これにつきましては、ロシア水域を含む広い海域を回遊する資源であります。ロシア水域の漁獲状況等は難しいものですから、評価が非常に難しいということで、ABCの算定は行っておりません。

資源の動向ですが、日本水域の漁獲状況から、現在のところ、資源水準は低位、動向は増加と評価しております。

ただ、ロシア水域では、2005年、2007年級群が高い豊度であるという情報ももたらされておりました。これにつきましては、来遊量を見ながらTACの設定を行っているところであります。

8ページ、スケトウダラの根室海峡の系群がございます。これにつきましては、おホーツク海と同じようにロシア水域との関係があるので、ABCの算定は行っていません。

漁獲量はピーク時の1割程度の水準ということで、資源水準は低位、資源動向は横ばいという判断をいたしております。

次のマアジにつきましては、太平洋系群と対馬暖流系群に大別しております。

最初にマアジの太平洋系群ですが、10ページ、資源評価の結果ですが、資源水準は中位、動向は減少と判断しております。

2010年度の親魚量が2万2,000トンということで、Blimit 2万4,000トンをわずかに下回っておりますので、太平洋については、漁獲圧を現状より抑制することが望まれるところであります。

ABCにつきましては、Blimit以上に資源を回復させていこうということで、それぞれ数値をはじきますと、2万2,000トンから2万4,000トンということで、数値がはじき出されております。

11ページは対馬暖流系群ですが、これも12ページを見ていただきますと、資源評価結果が出ております。資源水準は中位、資源動向は横ばいという判断をしております。

2010年の親魚量が24万トンございますが、これはBlimit15万トンを上回っておりますので、資源の回復措置は急には必要がないということでもあります。

ABCは、資源量や親魚量の水準を良好な範囲で維持することを基本にしまして、数値をはじき出しますと、ここにありますように、括弧内の数字ですが、11万2,000トンから14万2,000トンと算定されます。

ただし、括弧内の数字と括弧外の数字ですが、対馬暖流系群のように日本海、東シナ海に分布するものについては、それぞれ我が国の200海里内と他国の200海里内、資源量の推算をしてからそれを分けないといけないんですが、その分け方によっても若干数字が変わっていくことを付言しておきたいと思えます。

次にマイワシです。マイワシはかねてかなり大きな資源量があった資源であります、近年どの水域も資源量が非常に低い状態にあります。

まずマイワシの太平洋系群ですが、近年、資源は極めて低い水準にありまして、2010年の親魚量が18万8,000トン、Blimitであります22万1,000トンを大きく下回っております。

加入量の年変動が大きく、将来予測における不確実性が非常に高い資源であると言われております。

ただ、2008年級群の加入が非常によく、2010年には卓越年級群が発生したのではないかとと言われておりまして、2011年の漁獲量は増えております。

14ページを見ていただきますと、資源水準はいい兆しはありますけれども、依然低いので低位、資源動向は近年の状況で増加と判断をしております。

ABCにつきましては、親魚量の増大を図ることを基本に13万5,000トンから23万6,000トンということで算定をしております。

マイワシの対馬暖流系群ですが、これもかつてはかなり資源があったものですが、現在は非常に低位の状況にあります。

16ページを見ていただきますと、資源水準は低位、資源動向は増加ということで判断をしております。これも2007年の漁獲量が1万トンを超えるということで、回復の兆しが伺えますけれども、水準は非常に低いということです。

ABCにつきましては、親魚量のBlimitを10万トン以上に回復させようということを基本にはじき出してありますが、2,000トンから9,000トンという非常に低い数字であります。

次にサバ類ですが、これも太平洋と対馬暖流系群それぞれございます。

17 ページのマサバの太平洋系群であります、これにつきましては、たびたび卓越と呼ばれる年級群が出ているようでありまして、これをどういうふうに守っていくかということが資源管理上非常に大事なわけですが、2004 年級群、2007 年級群の加入が良好であって、資源量は最低水準を脱しつつあると言われております。

2010 年の親魚量は 17 万トンということで、Blimit で設定しています数字が 45 万トンです、これを依然下回っておりますから、資源水準は低位、資源動向は横ばいと判断せざるを得ませんけれども、先ほど言いました卓越年級群をいかに守っていくかで、資源の動向に期待が持てるのではないかと考えております。

ABC は、親魚量の Blimit への回復を目標としまして、9 万 2,000 トンから 26 万 7,000 トンという幅をもって算定をいたしております。

次にマサバの対馬暖流系群であります。

20 ページをお開きいただけますか。ここに赤字で書いておりますように、資源水準は中位で、資源動向は増加と判断いたしております。

2010 年の親魚量水準 24 万 8,000 トンは、Blimit と設定した 24 万 7,000 トンをわずかに 1,000 トン上回っております。

親魚量水準の維持を基本に ABC を算定しておりまして、我が国水域内においての 12 万 1,000 トンから 16 万 5,000 トンということで算定をしております。

次はマサバに比べて比較的資源が潤沢なゴマサバの資源であります、21 ページにゴマサバの太平洋系群の評価が載っております。

22 ページに赤字で評価結果を記載しておりますが、資源水準は高位、資源動向は横ばいという判断をしております。

2010 年の親魚の量 11 万 4,000 トンは、Blimit で設定しました 3 万 8,000 トンを大きく上回っておりますので、かなり資源的には潤沢であると言えるかと思えます。

ABC につきましては、親魚量を Blimit 以上に維持することを基本に 13 万 4,000 トンから 20 万 3,000 トンの範囲で算定をしております。

同じゴマサバの東シナ海系群ですが、これにつきましては、24 ページに資源水準は中位、資源動向は横ばいと判断をして記載しております。

2010 年の親魚量は 4 万 7,000 トンですが、これは Blimit として設定した 3 万 9,000 トンを上回っております、ABC も親魚量を Blimit 以上に今後も維持していこうということ

で、算定をしております、日本側の水域 3 万 9,000 トンから 5 万トンという範囲で算定をいたしております。

次にスルメイカの資源についての御説明を行います。

スルメイカにつきましては、産卵時期や分布の違いで、秋季発生群と冬季発生群に分けて評価を行っております。スルメイカについては、海洋環境によって資源変動が非常に大きく、現在は好適な環境下にあると言われておりますけれども、動向については注視する必要があると考えております。

冬季発生群については、2011 年の親魚量を 36 万 4,000 トンとはじき出しますが、これは Blimit 18 万 6,000 トンを上回っておりますので、資源水準は中位で、ただし、資源動向は減少という形での判断をしております。

ABC につきましては、現状の漁獲圧の維持、あるいは親魚量の維持といったシナリオに基づいて、我が国水域での ABC を 14 万 2,000 トンから 17 万 9,000 トンという形で算出しております。

スルメイカの秋季発生系群につきまして、2011 年の親魚量が 62 万トンという形で、これも Blimit 39 万 7,000 トンを大きく上回っておりますので、28 ページにあります、資源水準は高位、資源動向は横ばいという判断をしております。

これにつきましても、漁獲圧の維持と親魚量の維持を行うシナリオで、それぞれ ABC をはじき出しますと、8 万 5,000 トンから 16 万トンということで数量が算定されております。

最後にズワイガニの資源ですが、これは 4 つの系群を評価しております。

ズワイガニにつきましては、カニ類ということで、年齢形質を持たないので、同じ大きさでも年齢が異なるということで、資源評価が非常に難しい種であります、この評価を行いました。

まず日本海系群につきましては、2 つの海域に分けておまして、富山県以西の A 海域と新潟県以北の B 海域に分けて評価をしております。

30 ページをご覧くださいとそれぞれの評価が載っておりますが、沖底などでかなり獲られる A 海域につきまして、資源水準は中位、資源動向は減少という判断をしております。

B 海域、新潟から北の海域ですが、ここにつきましては、資源水準は高位、資源動向は増加という判断をしております。

それぞれ ABC については、一定の親ガニの量を確保していこうというシナリオに基づいて、A 海域においては 3,100 トンから 3,800 トン、B 海域については漁獲圧の維持のシナリオも含めて 260 トンから 650 トンという形で算定をしております。

次に、ズワイガニの太平洋北部の系群ですが、資源水準は中位、動向は横ばいと判断しております。

基本的には親ガニの資源量を減少させないことが重要だと言われております。

ABC につきましては、210 トンから 558 トンという形で算定しております。

32 ページはズワイガニのオホーツク海系群の資源ですが、資源水準は低位、動向は横ばいという判断をしております。

分布密度は増加していて、現状の漁獲量は資源の持続的利用可能な範囲内に抑えられているということでもありますけれども、資源動向に合わせた漁獲を行うというシナリオでもって、ABC は 290 トンという形で算定をしております。

最後にズワイガニの北海道西部系群ですが、これは 1997 年以降、10 年以上にわたって、少ないですが、19 トンから 43 トンの安定した漁獲量を維持しているということです。現在、漁獲努力量はかなり低い状況ではありますが、資源水準は中位、動向は横ばいという判断をしております。

ABC は現状の漁獲量を維持するのが適当であって、ABC 43 トンという算定をしております。

それから、一番最後のページなんですけど、後で説明があると思いますが、我が国は資源管理の手法として、漁獲量に基づくものと、努力量を管理する魚種がございます。努力量管理を Total Allowable Effort、TAE と称して管理している魚種がございますが、後ほど説明があります TAE 対象魚種の資源水準と資源動向はここに記載のとおりでありますので、説明は割愛いたしますが、ご覧いただければと思います。

以上、23 年度の資源評価の結果です。

○丹羽管理課長 ただいま資源課長から資源の動向につきまして、御説明をいただきました。

続きまして、24 年の TAC 設定の説明に入りますけれども、まず資料 2 - 3 をご覧いただきたいと思っております。1 枚紙のものでございます。

本資料は、平成 24 年の TAC の設定に当たっての考え方をまとめたものでございまして、内容的には昨年、23 年と同様でございます。23 年につきましては、皆様方の御了承をい

ただいたということですので、簡単に御説明をさせていただきたいと思ひます。

考え方の1点目ですが、TACの設定については、漁業の経営状況を勘案しつつ、ABCを可能な限り超えることのないようにするということでございます。

2点目は、TACを設定する時期について、より直近の資源動向等を踏まえて設定するため、表にありますように、魚種ごとに管理期間を変えているわけでございます。そういった意味で、その管理期間に併せて、右側にありますように、24年漁期のTAC設定時期を設定していきたいということでございます。具体的にはマアジ、マイワシ、スルメイカが1月から12月ということで、今回の23年11月の資源管理分科会でTAC設定を行いたいということでございます。

3点目でございますが、漁期開始後、資源評価が当初の見込みより大幅に改善されることが見込まれる場合には、新たな科学的データを用いて速やかに資源の再評価を行い、その結果を踏まえて漁獲可能量を設定するということでございます。

4点目は、主たる生息海域が外国水域にある資源、これはスケトウダラのオホーツク海の資源、根室海峡の資源、ズワイガニのオホーツク海系群のものでございます。これにつきましては、来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定するという4点の内容でございます。

その考え方を踏まえまして、今回TAC設定をする魚種につきましては、先ほど申しましたように、管理期間が1月から12月のマアジ、マイワシ、スルメイカの3種となりますけれども、具体的な数量は資料2-4と資料2-5で説明させていただきたいと思ひます。

まずマアジについて御説明いたします。資料2-5をご覧くださいと思ひます。

1ページ目がマアジ漁獲可能量(TAC)案についての資料ということで、字が小さくて恐縮なんですけれども、マアジにつきましては、先ほど冒頭で御説明しましたが、前回の資源管理分科会で御了承いただきました中期的管理方針も、当然、今回の基本計画の改定内容になるわけでございます。その内容ですが、概略を申しますと、太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として管理を行う。対馬暖流系群については、諸外国との関係がございまして、関係国との協調した管理に向けて取組みつつ、資源の維持もしくは増大することを基本に管理を行うこととされております。

先ほど漁場資源課長より御説明がありましたが、ABClimitは表の下のところに入れてあるわけでございますけれども、複数算定されているということで、その中で、今、申し

ました中期的管理方針に則した ABC として、黄色に色塗りしている部分、すなわち太平洋系群は「親魚量の Blimit への回復」、対馬暖流系群は「現状の親魚量の維持」というシナリオを採用して、太平洋系群の ABC については 2 万 4,000 トン、対馬暖流系群は我が国 200 海里内の数量として括弧内の 15 万 2,000 トンを採用し、合計で 17 万 6,000 トンということでございます。この ABC を使用いたしまして、TAC は ABC と同様の 17 万 6,000 トンといたしました。

これが全体の TAC の話でございますが、TAC の大臣管理漁業、都道府県管理漁業への配分につきましては、資料 2－4 をご覧いただきたいと思っております。資料 2－4 で色塗りしてある一番上がマアジでございますが、大臣管理部分につきましては、右側の 6 万 7,000 トン、知事管理分の配分量につきましては、裏面 2 ページの色塗りしてある左側でありますけれども、それぞれの都道府県の知事管理分の数量を書いてございます。

以上がマアジの TAC 案でございます。

続きまして、マイワシにつきまして、御説明いたします。また資料 2－5 に戻っていたきたいと思っておりますが、2 ページをご覧いただきたいと思っております。

マイワシにつきましても、先ほども申しました中期的管理方針において、概略、太平洋系群については、資源水準の維持もしくは増大を基本方向として管理を行う。対馬暖流系群については、関係国と協調した管理に向けて取組みつつ、資源の維持もしくは増大することを基本に管理を行うとされております。

この方針に則した ABClimit としましては、下の黄色いところにお示ししたとおりでございますが、太平洋系群では「親魚量の維持」シナリオということで 23 万 6,000 トン、対馬暖流系群につきましては「親魚量の増大」シナリオということで 9,000 トンとし、これらを採用して、合計 24 万 5,000 トンとなります。TAC 数量も同量の 24 万 5,000 トンといたしました。

大臣管理と都道府県の配分でございますが、資料 2－4 を見ていただきたいと思っております。

マイワシの大臣管理漁業につきましては、右側のところの大中型まき網漁業ということで 12 万 8,000 トン、知事管理分につきましては、先ほどと同様に裏面を見ていただきたいと思っておりますが、都道府県ごとに分けるということでございます。ここは関係するところがすべて若干量ということでございます。

都道府県の若干ということにつきましては、マイワシ資源が低水準で推移している、漁場形成が不安定で、混獲によるウェートが高いということで、過去の漁獲実績が概ね 30

トン以上ある都道府県について若干ということでお示しをさせていただいているところでございます。

以上がマイワシの TAC 案でございます。

最後にスルメイカについて御説明をさせていただきたいと思っております。資料 2-5 の 3 ページ目をご覧くださいと思います。

スルメイカにつきましては、中期的管理方針で、高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなり過ぎないように配慮を行うものとするとしております。

この方針に則した ABClimit につきましては、下に黄色で色塗りしている部分でございますが、両系群とも「現状の親魚量水準の維持」シナリオを採用して、冬季発生系群は上の段の括弧内の 17 万 9,000 トン、秋季発生系群は下の段の括弧内の 16 万トンを採用いたしまして、合計 33 万 9,000 トンとなります。TAC は ABC と同量の 33 万 9,000 トンといたしました。

配分につきましては、資料 2-4 をご覧くださいと思いますが、大臣管理分につきまして、色塗りがしてある右側のところにありますように、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、いか釣り漁業、小型するめいか釣り漁業という 4 種になっておりまして、これらの配分量につきましては、関係漁業者間の合意に基づき配分をしたということでございます。

また、知事管理分につきましては、裏面の 2 ページを見ていただきたいと思います。関係する都道府県のところで、すべて若干ということで配分いたしました。

以上、3 魚種について御説明をいたしました。先ほども申しましたように、その他の魚種の 24 年の TAC 設定につきましては、資料 2-3 の 2 の表にありまして、それぞれの管理期間の直前のところで TAC 設定をしたいと考えている次第でございます。

以上が TAC に関連する事項でございますが、今回の TAC 案につきましては、10 月 18 日にマアジ、マイワシ、スルメイカについて、TAC 設定に関する意見交換会を公開で行いました。また、基本計画案についてパブリック・コメントによる意見募集を行ったということでございます。パブリック・コメントにおいては、直接 TAC に関連する意見はございませんでしたことを申し添えたいと思っております。

長くなって非常に恐縮なのですが、続きまして、24年のTAEの設定についての御説明をさせていただきたいと思います。資料につきましては、資料2-7をご覧いただきたいと思います。

TAEにつきましては、先ほど漁場資源課長からも対象魚種の簡単な御説明がございましたが、漁獲努力可能量ということで、資料2-7は「漁獲努力可能量制度（TAE）について」でございます。

TAE制度は、TACと同様に海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定されたものでございまして、漁獲努力量を総量管理する制度でございます。管理に係る手続はTAC制度と同様であり、TAEの対象魚種となる第二種特定海洋生物資源ごとに漁獲努力量の総量の上限を基本計画に定めているものでございます。また、TAEは採捕行為そのものを規制するものでございますので、対象魚種以外の漁獲も実質上制限されることとなりますので、TAEの設定に当たりましては、期間、海域を定めて管理をするということでございます。先ほど言いましたように、TAEは漁獲努力量でございますが、統一的に管理をするために、操業隻日数で管理をすることとしております。

それで、平成24年TAE設定における変更点について御説明をしたいと思います。これは資料2-7の3に書いてございますけれども、これまでTAE制度は、資源回復計画と連携した運用を行うこととしておりましたが、資源回復計画が本年度の23年度で終了することとなっております。このため、TAE制度につきましては、新たに発足した漁業所得補償対策の一環ということで、資源管理指針・資源管理計画というものを各都道府県、国で定めているわけですが、そういった新たな管理制度に移行する中で、資源回復計画に盛り込まれた資源管理措置を資源管理指針・資源管理計画の中に移行することとしたわけでございます。

これを受けまして、今般、基本計画のTAEに該当する部分を変更する必要が生じ「資源回復計画」という表現を「資源管理指針」という表現に変えさせていただくことが、第1点の内容でございます。

特に資料2-7の2ページ目の上のところに下線で書いてございますが、資源回復計画が23年度で終了するというので、TAEの設定の目的のところの表現ぶりは、下線のところに書いてあるとおり、平成24年度以降、「漁獲努力可能量の設定は、資源状況等を踏まえて資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、資源管理指針により減船、休漁、保護区の設定などの資源努力量削減措置が行われる場合に、その効果の阻害となる漁獲努力

量の増加を抑制させるため行うこととする。」という形に変更するというごさいます。

以上から、TAE 設定魚種等に今回変更があるということではなく、また、漁獲努力量の総量等にも変更がないということごさいます。魚種につきましても、2 ページ目の(2)のところに書いてある日本海西部海域のアカガレイ等 8 魚種についての変更はないということごさいます。

以上が TAC、TAE の主な変更内容ごさいます。先ほど諮問をいたしました基本計画案につきましても、その他資源の動向、地名等、最新化できる部分も変更を行っております。

大変長い説明となってしまいましたけれども、諮問第 206 号に係る説明は以上ごさいます。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

大きく分けて 3 つ議題があるかと思ひます。1 つ目はスケトウダラの平成 23 年の期中改定、先行利用ということ、2 つ目は平成 24 年の TAC の設定、もう一つは TAE の関係ということで、一つひとつ順番に御審議いただければと思ひます。

まずスケトウダラ太平洋系群で、平成 23 年の TAC を先行利用という形で 1 万 1,000 トン増やしたいということごさいますけれども、これにつきましても、御意見、御質問等ごさいましたら、よろしくお願ひいたします。高橋委員、お願ひします。

○高橋特別委員 以前、先行利用の制度を利用した経緯があると思ひますが、その経緯を教えてください。

○山川分科会長 これまでの経緯ということで、水産庁、よろしくお願ひします。

○熊谷資源管理推進室長 先行利用につきましても、特に道南地域におきまして、数年間、10 月、11 月、12 月と来遊状況がいいということで、漁獲が非常に伸びているという実態ごさいました。そういった中で、TAC の範囲内ではどうしても漁獲が規制され、場合によっては早い段階で操業を断念せざるを得ないといったことから、来遊してくる資源を有効に使いたいということで、昨年、北海道から強い御要望ごさいます。先ほどの資料にあったように、昨年 12 月にこの分科会で審議して承認されたということごさいます。更に 2 月の分科会では、沖合底びき網からも同様の要望ごさいます。その際には 1,000 トンという形で承認したということごさいます。

なお、実際の漁獲量につきましても、北海道の知事管理分が 4,000 トンということご

ございますので、1万トンの先行利用としては、6,000 トンは使わなかったということで、TACの23年度の配分の中ではそれを考慮したと。また、一方で、沖底の実質1,000 トンという数量につきましては、使用しなかったということで、23年のTACの配分では考慮しなかったという形で推移しております。

また、今年につきましては、先ほど説明がありましたように、北海道から1万トンの先行利用の要望、底曳網業界からも1,000 トンの要望があったということで、今回の審議に至ったという経緯でございます。

○山川分科会長 よろしゅうございますでしょうか。

他に御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。東村委員、どうぞ。

○東村委員 私の理解が間違っている可能性が高いんですけども、資料2-2の4の③に「②のTAC割当量からの削減が実施されている間は新しい先行利用は行わない」というのは、前回行った系群とは違う系群なんですか。それとも同じ系群なんですか。去年、委員会に出ていたんですけども、系群まではっきり覚えていませんので、教えていただきたいと思ひます。

○熊谷資源管理推進室長 これにつきましては、あくまでも同じ系群ということでございます。

○東村委員 そうしますと、今、削減が行われているのに、また先行利用するという事になって、ここはクリアーできるんでしょうか。

○熊谷資源管理推進室長 今年のTACで、昨年使用した4,000 トンについては、既に削減が終わって完了しております。そういった意味では、削減が終わっておりますので、新たな先行利用は可能だと判断しております。

○東村委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 これは先行利用がどんどん積み重なって行って、借金が増えていくと困るという意味合いでございますね。今は一応返し終わっているからということで、これはOKということですか。

他に御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。濱田委員、よろしくお願ひいたします。

○濱田特別委員 前回のこの分科会で発言させていただきました件についてです。中期見直し等で現状の漁獲状況を帳じり合わせしていく、言葉は悪いですけども実態に合わせしていくという意味では、私は全く異論がないです。しかし、昨年度、22年度の結果とし

てスケトウダラが TAC を 8,000 トンオーバーしました。しかも、その他のところ、若干量のところで、あったということです。その部分を今後どうするのかという考えを是非お聞きしたいと思います。

○山川分科会長 事務局、よろしくお願いいたします。

○熊谷資源管理推進室長 北海道知事に割り当てられた数量のうち、固定式刺網という割当ものについては、その範囲内でやっておりますが、それ以外の若干で割り当てられている定置網漁業の中でのお話だと理解しております。

定置網漁業にも大きく分けまして2つのカテゴリーがございまして、スケトウダラに關した定置網漁業につきましては、北海道の中で自主的な TAC の設定をしております、その中で数量管理をするという一定の努力をしております。その中では一定の目的を達しているんですが、主に道南の方でスケトウダラ以外のイカ等を目的にしている定置の中で、その他のその他になります、そういった定置が非常に大きな漁獲を占めているということでございます。

この辺につきましては、私どもも問題があると思っております。ある意味では定置でやむを得ない部分もございまして、やはり数量を枠内で抑えるというのが1つの目標でございますので、北海道にもその辺についての改善を求めておりまして、北海道からも、今漁期、速やかに現場を回りながら、現場の定置の業者の方々とも意見交換をしながら、どういった具体的な管理措置ができるかということについて、具体化を進めていきたい、検討を進めていきたいということで話しております。私どももこういった取組みを積極的に推進できるよう、一緒に努力していきたいと考えております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○濱田特別委員 これから対応されるということですね。魚網などの技術的改良に魚を逃がすことも考えていく必要があるのではないかと思います。例えば北陸方面では、定置網の業者が大中型まき網との資源獲得対立があることからお互いに資源管理をやろうではないかという話がありました。最初は、つばぜり合いのようなことをやっていたけれども、そのような対立の中で、沖合と沿岸または定置網との間で、それぞれ資源管理をしっかりとやっていこうという動きもないわけではないです。それにならって技術的な改善を踏まえて、何らかの措置をやっていく必要があるのではないかと考えております。

○山川分科会長 そういったことも今後御検討いただきながら、適切に管理していただくということで、よろしくお願いいたします。

他に御意見、御質問ございますでしょうか。

ないようですので、まずスケトウダラにつきまして、原案どおりお認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 それでは、原案どおり認めるということで、処理させていただきたいと思えます。

次に平成24年のTACにつきましてですけれども、1月から12月の期間に係る魚種ということで、マアジ、マイワシ、スルメイカの3魚種が対象ということで、それぞれマアジが17.6万トン、マイワシが24.5万トン、スルメイカが33万9,000トンでございますが、御意見、御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。能登委員、どうぞ。

○能登特別委員 マアジのことでスルメのことが出たので、先般10月28日に水産庁からTACの設定の24年度のお話がありました。全いかとして、急遽このことの方とお話をしながら、協議した結果をお話申し上げたいと思えます。

非常に地域の温度差がありまして、現在は北海道である程度の量があるものの、釣りの量的に漁業者の感覚からいっても、私の感覚からいうと、去年よりも大幅に漁獲される形ではないと思えます。去年のトータルから考えてみると、釣りで大体6万トンで、23年度の漁期のTACの設定が終わるのではないかという気がします。これからの仕組みとして、さまざまな要因の中から、釣りとすれば、そういうものを脱却して、大幅な増は認めないだろうという見解でございます。

もう一つ、一番大事な問題があったんです。イカというのは、専獲だけでなく混獲の方々の魚種、底曳、定置、4種の中で漁獲されるのが規則なっているんです。しかしながら、現在のTAC制度のトン数という数字的なものは出ているんだけど、現状の価格というのは、TACの制度の中で正確な数字がつかめていない。何を言うかということ、混獲のことです。先般の話でも出ていますけれども、長崎県のこともありましたし、太平洋の八戸のまき網についてもありました。私も八戸に行ってきました。被災地にも入ってきました。実際の価格条件が非常に面倒だ、混じりの価格が市場の報告に現状のTAC制度にされているという現状がある。これらの会議の中で、逃れるような方の漁獲報告がなされているから、水産庁にお願いしてもらいながら、水産庁がすぐに八戸へ行きまして確認しました。まず1割程度のことについては、TACの制度の混獲の中に入っていないという現状があるんです。ですから、浜の実感として、正確なTACの数字的なものでは価格ができない

というのが浜の現状なんです。その場ですぐに返答は出せなかったけれども、水産庁の方には各団体の中で一緒に獲る魚種については、市場の報告でなく、だれが行くには別にしても、水産庁が責任を持って、きちっとした正確な方向を皆さんに示すべきだろう。これを1つお願いしたという経緯がございます。

3つ目も大きい問題です。混獲のものが起きることによって、いろいろな障害が起きてきた。太平洋の青森管轄、岩手県、漁場も競合する。恐らく水産庁が入って調整すると思えますけれども、既にもう事故があったり、釣りが専獲で獲っている中で、まき網をかけられて漁具被害を受けてきたり、いろいろな要因がある。

皆さん御存じかと思えますけれども、イカというのは針を入れて長い時間やったら層があって釣れなくなるんです。昼間やったら夜はだめになる。そういう観点からいって、青森県ではまき網、底曳によって、獲るなどということではないんですが、そういう形の中で一緒に同海域で操業することによって、釣りの方の操業は漁獲がされないという実態があるので、その辺のことも加味しながら、これからの課題として、その辺の調整を図ってもらいたい。

それから、岩手県の漁業者の関係者、青森県の代表とお話をしました。まき網、釣りのことはこれからの課題でございますけれども、占領海域をつくってもらって強制しなければ、我々はTAC制度について断固として反対しますという決意でした。

私は鵜呑みに33万トンのをむというわけにはいかないと思っています。制度がある限り理解はしているんだけど、昨年同様のTACの数量に限定してもらって、もろもろの価格が全部掌握できた段階で、具体的にのってTACのことをやってもらいたいという思いです。

もう一つ、これも大事なことです。私は以前にも内海さんに若干量の数量というのは、何トンを刻みに若干量というんですかと質問をした経緯があります。内海さん、分かっていますね。そのことを忠告しながら聞きたいと思います。北海道知事管理枠の若干量の中で混獲で獲られるスルメイカ。昔は本当に若干量だったんですが、現在はそうではないんです。専獲ですよ。サケよりもイカの方が水揚げがあるんです。はっきりいって。昨年度の水揚げは、1か月で43～44億上がりました。羅臼の定置だけで23億です。その他紋別です。それから、道南太平洋。こういうもろもろのものが明白な漁獲の価格につながっていない。そういう懸念があるので、そういうことも加味しながら、これからのことを精査してもらって、これからどうするのか、その辺のことをきちっとしてもらいたい。我々

釣りの方々は、針で獲るのではっきり言って一本釣りです。経費もかかるので電気の光力を使いながら、さまざまな事故の防止の中から、資源を守らなければならないという形の中でやっています。これも皆さん分かっていると思います。

以前はこの TAC 制度がなかった時点で、サンマと同様に商品価値のないものだったら、小さい船が全部流しましたよ。そういう指示があった。陸に持ってきても自分から出せないような現状があったんです。幾ら獲ってもだめなような形の漁業はするべきではない。それから、資源を大事にするべき。主として釣りは過去何年間のうちに、そういう観点から漁獲制限をしながら、高値は期待できないかも分かりませんが、皆さんで経費を削減する方向で検討しながら今もやってきているという現状を踏まえたときに、水産庁がいろいろな要素を含めながら、沿岸漁業である専獲の釣りの方々の理解を得ないで、TAC の制度の改正はあり得ないという思いでおりますので、ひとつ御理解をお願いしながら、私の意見にさせていただきたいと思います。

いずれにしても、若干量の定置の混獲の部分、先ほどのスケソのこともありましたけれども、致し方ないといっても、数量の報告ぐらいは、今度の分科会で報告してください。内海さん、そういうことでよろしいですか。

○内海漁場資源課長 分かりました。

○山川分科会長 漁業種類間の競合の問題あるいは混獲、若干量、そういったものを今後どういうふうに取り扱うか、それに絡めて来年度の TAC の設定量に関する御意見でございました。漁業種類間の漁業調整とかそういった話にもなるわけでございますけれども、それに関して、何か水産庁からコメント等がありますでしょうか。

○熊谷資源管理推進室長 TAC 制度の根幹に関わる話でございまして、TAC を設定した以上、その数量をどうやって管理するかということは、能登委員が御指摘のとおり、非常に重要な問題であると考えています。私どもも小型いか釣りの方々から、八戸沖のまき網の混獲の問題につきまして御指摘を受けまして、直ちに職員を派遣しまして、実態を把握しました。そうした中で、市場の方から報告したものを TAC に報告していたんですが、その中で混じりとして少なかった場合についての扱いに若干問題があったということは、私どもも認識しております。ただし、今漁期、混じりというのはほとんどない状況になっておりますが、そういった若干の数量であっても、より正確に把握するように、正確な数字として出すようにということを現場でも指導してきましたし、まき網団体の方も今後そういった形で進めていくこととなります。そういった状況につきましては、今年度よりむ

しろ来年ということになります。その段階でも現場に足を運ぶことによって、しっかり把握し、適正に進めたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、若干量ですが、先ほどスケトウダラの話もございましたが、イカの定置の話でございます。若干量の中での漁獲の実態につきましては、次回はできるだけ報告をするようにしたいと思っております。こういった形でできるかというのは、この場ではなかなか申し上げられませんが、報告していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○山川分科会長 能登委員、どうぞ。

○能登特別委員 過去10年以上にさかのぼって話をするんだけど、TACの制度ができていないときは、定置の混獲のことが北海道のいか釣り漁業協会の中でも問題になった経緯があるんです。ただ、入ったものの、どうするかという問題があったので、釣りとすれば、まず混獲の形は専獲のない形。避けるべきだろうということで道の方をお願いしながら、網に入ったものを海に放してあげたという経緯があるんです。しかしながら、大量に入ったものですから、イカが全部死んでしまった。浜に揚がってしまったという経緯があって、それはなかなか不可能だろう。その当時はなかなか話が浸透しなかったんだけど、定置の方々も混獲でもそういう形ですと言ってきたんだけど、この何年間はサケが漁模様がよく値段がある程度いいが、値段が非常に安かったときは依存度がイカにかけてきたという経緯があるんです。そして、その中でイカの水揚げがサケよりも上がってきて、イカの水揚げによって、漁家の経営の安定を図ってきたというのが現状なんです。

私は獲るなどとは言っていない。確かに混獲で入るものを捨ててしまったら大変なことが起きる。問題が起きる。数量的なことの価格をきちんとしてもらわなければだめだし、北海道の会員になって漁獲制限、漁業者から定置の話が毎年あるんです。何で話があるかといったら、混獲で獲っている魚種の方たちはTACの制度にのせないで、専獲で獲っている我々がTAC制度を管理しながら資源を守るという仕組みをやっているんだけど、何で混獲で獲っているものが無放題に荷揚げしてしまっ、さまざまな影響を与えているとなってくる。ですから、羅臼の方にもお願いして、1ヶ統の水揚げ、船舶なら船舶に限定して水揚げをしてもらっている経緯がある。そういう混獲から専獲のような方向づけがなされてきて操業をしているものですから、私はイカを獲る仲間として、釣りで獲る人もいるだろうし、網で獲る人もいっぱいいるだろうと思う。その中でいかに消費者の方たちに魚を届けなければいけないんだけど、ある程度値段を安定してもらって、そして、

皆さんで漁獲をしながら、管理しながら、資源を絶やさない形が一番基本だと思います。

私は先回来たときに、TAC制度の資源管理というのは、水産庁が出すべきことでなく漁業者自ら資源管理をしながらやるのが主であって、政府がお付き合いで、満度のTACをとってしまってどうこうという話は論外だろうと思っているんです。例えば5万トンあっても、6万トンあっても、この範疇の中でいろいろな動向を見ながら、漁がなければ、それなりに自粛する形がなければ、TAC制度が設けたものだから与えられた6万トンなら6万トン全部獲ってしまうという話になったら、大変なことが起きてしまいます。

八戸の会議に業者が集まったんだけど、非常に残念でした。同じ獲る仲間として、幾らまで獲ったらどういう形になって値段がどうだとか、私はその辺を話し合いたいと思っていたんだけど、例えば5万トンなら5万トン、1か月なら1か月の操業の中で、1日の漁獲を何百トン、何千トンの形でやっていかなければ5万トン、6万トンにならないから、その逆算をするという話を聞いたときに、私は愕然としました。こんなことで漁獲をされたら、いろいろな問題が起きてきます。確かに赤字かゼロだから獲ってもいいと思うんだけど、やはり消費動向と値段の動向を見ながら一致団結して、協力して、前向きにものを検討しなければ、資源というのは与えられたから獲るではなく、自分たちで自ら守らなければいけないことだと思っています。その辺は、水産庁はよく肝に銘じながら、だれがなるか分かりませんが、これからの指針として受け止めながらお願いしたいと思っています。

○山川分科会長 漁業調整関係の問題を多く含みますので、水産庁の方で何かありますか。長谷課長、よろしく願いいたします。

○長谷漁業調整課長 漁業調整課長でございます。

TAC以外の話で能登委員から漁場競合の話が出ました。特に岩手沖の話も出ました。釣りとは中まきとの漁場競合の話で、昨年も若干岩手沖でトラブルがありましたものですから、水産庁が斡旋、仲介する形で新しく協定をつくりました。

その協定の趣旨は、沿岸船、釣り船に配慮するという趣旨の協定だったわけですが、その趣旨が徹底していなかった面、船間の連絡がうまくいかなかったと聞いておりますが、残念ながら、またトラブルが生じてしまったので、すぐに私どもの課の調整官を現地に派遣いたしまして、双方のお話を伺い、現在、協定に基づいて問題の処理を行っております。また、新たなルールづくりができないかということで検討していきたいと思っております。

いずれの問題につきましても、午後の一斉更新小委の話につながっていくわけですが、国といたしましては、業界間の斡旋、仲介にしっかりと汗をかいていきたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 今後そういった形で御努力いただくということで、よろしく願いいたします。

来年度の TAC、33 万 9,000 トンが妥当かどうかという御意見がございましたけれども、価格との関連といった問題も中に含むわけでございますが、現状の中期的管理方針、資源水準の維持を基本方向としてという形で ABC を算定して、現状の資源水準の維持という漁獲シナリオで出した ABC の合計、その値が 33 万 9,000 トンという形で、TAC が提案されているわけですが、これにつきまして、他の委員の方々から御意見等がありますでしょうか。

長屋委員、よろしく願いいたします。

○長屋委員 今、能登会長からお話のあったこととも関連するところでございますが、1 つは今年もスルメイカの TAC につきましては、期中の改定が行われました。このときにも小型のイカの方々からいろいろ意見が出た中では、資源の評価の結果と漁業者の持っている実感は相当乖離している部分があるということなんです。期中改定をしてまで増やすということについての資源評価の結果に対して、まだ理解ができていない部分がある。1 年性のイカの資源の評価というのは、非常に難しいものがあるということは理解しているところでございますけれども、是非、漁業者の実感との乖離を埋めていくような努力をしていただきたい。

それから、先ほどありましたように、TAC を実行上ちゃんと管理していくためには、TAC の報告についての問題があります。そういうものについて、水産庁として、きちっとした指導なり管理なりをお願いしたいと思えます。

もう一点、増枠をすることにつきまして、業種間の配分もあるわけでございますが、小型イカについては、これまで価格を、需要動向等を見ながら生産をしていくという観点からも、箱数の制限等を行ってきているわけです。ですから、その枠内での消化の割合が低くなっていることは間違えないんですが、ただ、片側で網の方については、増加の分というのは、それだけ実態として増えることになると思います。このことがまた価格の下落につながらないように、そこはいろいろな水揚げの方法などもあるわけでございます

から、こういうことについてもしっかりと御指導いただきながら、TACの運用の面については管理がしっかり行われることと、ここにも書いてございますように、経済的なものへの影響をしっかりと勘案してやっていくことになっているわけでございますから、こういうことについては、是非運用面でも国の指導をお願いしたいということでございます。

○山川分科会長 他に御意見ございますでしょうか。宮島委員、よろしくお願いします。

○宮島特別委員 この内容に別に異存があるわけではないんですけれども、ABCやTACの数値を決めるとき、時代が変わるとだんだん調査手法がグレードアップしてきたと、変わってきたと言われてはいますが、近年は都道府県等の予算なども削減されていて、調査船などの運行能力も落ちていますし、研究者によっては、調査のレベルがダウンしているのではないかとする人も中にはいるやに聞いております。

今、長屋さんからスルメイカのお話がありましたけれども、実態と少し離れているような気がしますし、その辺のところはどこかで漏れているというか、欠けているのではないかとこの気もしております。

また、従来のような統計情報調査事務所もなくなってしまいましたし、検証もなかなか大変だろうと思うんですけれども、その辺は各魚種の評価会議で言ったことがすべて正しいとは思えない部分もあるので、その辺をきちんと検証してもらおうとか、今後のレベルを高めてほしいと思います。

○山川分科会長 ありがとうございます。

資源の評価につきましては、確かに誤差を含み得るものでして、その誤差をどのように考えるかというのが大事な問題ではございます。特にスルメイカみたいに単年性の資源については、そもそも資源評価が不安定になりやすい資源でもございますけれども、そこは評価を行う水産総合研究センターでもいろいろと工夫してやっておられるということで、今後も評価の精度を高めるように御努力していただく。そこは技術的な問題ですので、この会議の中でどうこうというのは難しい問題を含むんですけれども、そこはそういった方向で御努力していただきながら、得られる情報をできるだけ有意義に利用しながら、どういうふうがいい方向へ向けていくかということだろうと考えております。

あと、今回のスルメイカの件についていいますと、TACの設定量と価格の問題、資源の維持の問題、資源評価誤差の問題、漁業調整の問題、いろんな問題を含み得るわけでございますけれども、すべての問題をすべて同列で論じ始めると収拾がつかない気もいたしますので、ここは資源管理の観点からどういうTACが望ましいか、そして、それをどう

いうふう運用していくかという運用段階で、例えば価格形成を見ながらどういうふうな漁業調整を行いながら運用を図っていくか、そういった部分を切り分けて考えていく必要があるという気もいたします。

ということで、今回の33万9,000トンが過大かどうかというところは、他の問題と絡めて議論し始めるとかなり大変な問題になってくることもございますし、例えばこれまでのTACの推移を見ますと、平成21年が33万3,000トン、22年が31万8,000トン、23年が27万2,000トンということで、若干減少してきた中で今回は資源評価が上の数字だったということで、33万9,000トンということになったわけです。ですから、21年の33.3万トンと比べて過大なのかといったところもございますし、ここは資源の変動に合わせてながら、適切な値にTACを設定していくことと、TACの中でどういうふうにとっていくかという問題は切り分けて、今後の課題として、運用の中で漁業調整していただきながら、お考えいただくといったことでいかがでしょうか。

○能登特別委員 もう一つお聞きしたいんですが…。

山川さんからのいろいろな案は十分理解しました。

現実問題として、TACの制度ができてから、30万トンの大台を上回る形になれば、生鮮の部分の価格が日本全国のトータルでキロ単価200円前後になる。200円前後の価格では生鮮の発砲にしたって全然商売にならない。経費が生まれてこないんです。最低でも230円ぐらいの価格をとらなければいけない。手法として出てくるんです。現実、現場は発泡スチロール1つで200円近くするんです。地域差もあるんですが190円から200円、安いところは180円です。これに1つ詰めるのに100円かかる。トータルで生鮮のものを送るのに1つ300円です。さまざまな運搬は別です。その中で300円かかって、1キロ200円出さなければ、発泡スチロールのイカは1箱平均4キロぐらいなんです。そうすると、1箱800円です。千円ちょっとです。そんな形で、例えば200キロ獲ったらトータル20万です。毎日400、500の設定をして獲ればいいんですけども、そんなに簡単に獲れるものではない。

それから、漁場がそばにあればいいんですけども、遠方に行くこともある。TACの制度があるんですけども、資源が回復して、どんどん増えることによって、遠くへ行かなくても漁ができるような状況になるんです。漁がないから出稼ぎに行かなければならないという現状があるんです。

今、小型の19トンのイカ釣り専門船で、1年間トータルの諸経費は6,000万から7,000

万かかります。水揚げで8,000万から9,000万です。1億獲る船もありますけれど…。

○山川分科会長 済みません…。おっしゃっておられることはよく分かります。

○能登特別委員 そういうことなので、そういうことを加味しながら、お願いしたいと思
います。

○山川分科会長 時間もございますので、手短にということで、申し訳ございません。お
っしゃっておられることはよく分かりますので、今後そういった御意見を踏まえながら、
いかに運用を図っていただくかといったところで、水産庁にも御努力いただくということ
で、よろしくお願ひしたいと思います。どうぞ。

○内海漁場資源課長 お二方から科学者と漁業者の感覚にずれがあるのではないかという
御発言がありましたけれども、以前からその点については、この場でも指摘を我が方は受
けております。例えばスルメイカについては、八戸で9月に行われました意見交換会、あ
るいは全漁連の10月の幹事会で資源評価の調査方法等を説明しております。我が方とし
ては、なるべく科学者の評価と現場の感覚が乖離しないように、リクエストがあればそこ
でどんどん汗をかいていきたいと思っております。ただ、資源の評価が、例えば先ほどの
スルメイカであれば、東シナ海からオホーツクまでたった2つの系群に分けて評価をして
いるものですから、なかなか前浜の感覚と違うところが出てくるのは致し方ないのかなと
は思っていますけれども、そういう評価が漁業者の方に理解されて初めて資源管理がで
きるものだと思っておりますので、その点の改善は一生懸命やっていきたいと思ってお
ります。

それから、調査のレベルがダウンしているのではないかというお話ですが、これは非常
に深淵な問題でして、実は各都道府県は水試が船を動かすそういった予算にも困っている
状況で、それぞれのデータがなかなか集まってこないというところまで財政的に厳しい状
況に追い込まれております。いずれにせよ、そういう部分はまた何らかの形で改善してい
かなければならないと思っておりますけれども、資源評価を行うに当たって一番大事なの
は、漁業者の方々が実際に行っている漁業活動で出てくるデータですので、その意味にお
いても、その点はゆがみのないデータで、正しい資源評価を一生懸命やっていくことが大
事だと思っておりますので、漁業者の方々の御協力も得ながら、今後対応していきたいと考
えております。以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

そういった方向で御努力いただくということで、よろしくお願ひいたします。

スルメイカ以外にマアジ、マイワシも含めて来年の TAC の設定につきまして、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

スルメイカにつきましては、能登委員、長屋委員、その他の委員の方々からいろいろ御意見がございましたけれども、今後漁業種類間の調整あるいは運用といった面について、御意見を踏まえながら、水産庁にも御努力いただくといったことで、スルメイカ、マイワシ、マアジの来年の TAC はこれで承認してよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 それでは、原案どおり認めるということで、処理したいと思います。

もう一点、TAE の件ですけれども、資源回復計画が終了するに伴って、文言を「資源回復計画」から「資源管理指針」に変更するといったことをございますけれども、これは何か御質問等ございますでしょうか。

これは事務的な話だろうと思いますので、これはこのまま承認させていただくということでよろしく願いいたします。

次に「諮問第 207 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」ということで、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○長谷漁業調整課長 お手元の資料 3 に基づき説明させていただきます。

まず諮問文を読み上げさせていただきます。

23 水管第 1809 号

平成 23 年 11 月 25 日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

(諮問第 207 号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 65 条第 6 項

及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

ということです。

今回の指定漁業の許可及び取り締まり等に関する省令の一部改正の内容ですけれども、2 枚に説明がございますので、お聞きください。

カツオ・マグロ類については、海洋を広く回遊する魚種であるため、混獲魚種に係る採捕の規制を含め、地域漁業管理機関において資源管理を行い、必要な保存管理措置を定めております。

また、当該保存管理措置については、指定漁業の許可及び取り締まり等に関する省令第 17 条に基づき、指定省令別表第 2 において、必要な規制措置を規定することによって国内担保を行っているところです。

今般、平成 23 年 7 月の東部太平洋を管轄する全米熱帯まぐろ類委員会、IATTC と言っておりますけれども、この年次会合におきまして、サメの一種であるヨゴレに関する保存管理措置が採択され、遠洋かつお・まぐろ漁業が東部太平洋で漁獲するヨゴレというサメの採捕が禁止されることとなりました。本件はこれを担保するための指定省令別表第 2 の改正にということになります。

ヨゴレは東部太平洋海域ではあくまで混獲種でありまして、この規制による経営への影響は極めて小さいと考えております。

なお、IATTC の勧告は平成 24 年 1 月 1 日に発効することを踏まえまして、施行日につきましては、同日 1 月 1 日を予定しております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願いたします。

よろしいですか。

では、これは原案どおり承認するということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

続きまして「諮問第 208 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し

網漁業（日本海の海域）の公示について」ということで、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○長谷漁業調整課長 資料4でございます。

諮問文を読み上げさせていただきます。

23 水管第 1737 号

平成 23 年 11 月 25 日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）
の公示について（諮問第 208 号）

日本海の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成 24 年 3 月 20 日から平成 25 年 3 月 19 日までと定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

2 枚目をご覧ください。今回諮問いたしますのは、日本海の海域で操業するサケ・マス流し網漁業でございます。この漁業は、例年 3 月下旬から操業が始まりますので、通常の公示期間 3 か月以上を確保するため、今回諮問をする次第です。

平成 24 年度の許可または起業の認可の隻数につきましては、23 年度に 1 隻が廃業したことから 3 隻としたいと考えております。

それ以外の操業条件につきましては、変更はありません。

操業期間につきましては、従来どおり 3 月 20 日から開始し、終了日は我が国 200 海里水域内におきましては、7 月 10 日までとし、申請期間は公示の日から 3 か月を経過した日までといたしたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 4隻が3隻になるということですが、御質問、御意見等はございますでしょうか。

ないようですので、原案どおり承認することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして「諮問第209号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について」ということで、事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○漆原国際課長 国際課長でございます。

資料5をご覧くださいませでしょうか。

まず諮問文を読み上げさせていただきます。

23 水管第 1738 号

平成 23 年 11 月 25 日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について（諮問第209号）

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成24年4月1日から平成25年3月31日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

次のページをご覧くださいませでしょうか。小型捕鯨業の許可の有効期限が平成24年3月31日に満了することとなっており、引き続き許可を継続する必要がございますので、今回、別紙のとおり公示を行いたいということでございます。

次のページの表の下段をご覧ください。今回公示をいたします隻数は9隻でございます

て、前回公示をした隻数と同じ隻数でございます。

次のページをご覧ください。許可または起業の認可を申請すべき期間でございます。答申をいただきましたら、早速公示の手続を行うことといたしまして、申請期間は3か月間としたいと考えております。

次の備考でございますように、許可の有効期間につきましては、国際的な動向に的確に対応する必要がございますので、従来どおり1年間といたしまして、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとしたいと考えております。

また、クジラ類の資源管理を的確に行うため、従来どおり、捕獲頭数の報告義務、捕獲停止期間の設定などを制限または条件として付する予定にしております。

以上が諮問の内容でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等がありましたら、よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

原案どおり承認ということにさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 それでは、そのように決定させていただきます。

では、本日の諮問事項、諮問第206号、207号、208号、209号につきまして、答申書を確認のために読み上げさせていただきます。

答 申 書

23 水 審 第 30 号

平成 23 年 11 月 25 日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

水産政策審議会

会 長 山本 東子

平成23年11月25日に開催された水産政策審議会第54回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 206 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第 207 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第 208 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本の海域）の公示について

諮問第 209 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

ということで、この答申書を次長にお渡しいたします。

（山川分科会長から宮原水産庁次長へ答申書手交）

○山川分科会長 続きまして、審議事項に入りたいと思います。

審議事項の①「資源管理指針の一部改正について」ということで、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○熊谷資源管理推進室長 資源管理推進室長の熊谷でございます。

審議事項でございます、我が国の海洋生物資源の資源管理指針の一部改正について御説明いたします。

お手元の資料 6-1 及び資料 6-2 をご覧いただきたいと思います。

資源管理指針につきましては、資源管理所得補償制度の基本となるものでございまして、今後の水産資源の管理の在り方につきまして、国及び都道府県が定めるものでございます。このうち、TAC 対象魚種及びカツオ・マグロなどの主要魚種、大臣が管理する漁業種類に関する指針につきまして、国が水産政策審議会の御意見を伺った上で定めることとなっております。本年 2 月に当分科会で御審議をいただきまして、今の指針が策定されておりますが、その一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、資料 6-1 をご覧いただきたいと思います。大きく 1 点目、2 点目「我が国周辺の水産資源に関する資源評価の更新」、「『漁獲可能量の設定に係る第 1 種特定海洋生物資源の中期的管理方針』の反映」でございますが、この内容につきましては、先ほど御審議いただきました海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の内容を指針の中に反映させたということでございまして、資料 6-2 を 1 枚めくっていただきますと、いろいろと赤字で書いてございますが、こういったところに適宜反映させて

いただいているということでございます。

3点目でございますが、『平成21年漁業・養殖業政策統計年報』による各漁業種類の漁獲量の更新」でございます。これは極めて技術的なことございまして、20年の数字を21年に修正したという技術的なものでございます。

4点目でございますが、資料6-2の20ページ目をお開きいただきたいと思っております。本指針では漁業種類別に資源管理目標に従いまして、地区における主要な漁獲対象種を維持、増大させるための自主的な措置を地区ごとに重点的に行っているものでございます。このうち沖合底びき網漁業の福島県地区の資源管理措置を変更しようという内容でございます。

概要にもございますが、当初ヒラメの種苗放流を措置として記述しておりましたが、今回の東日本大震災で被災したということで、これが実行上できないことから、スケトウダラにつきまして、漁獲量の上限を設定しようということでの記述の変更でございます。

5点目でございますが、資料6-2の26ページをお開きいただきたいと思っております。東シナ海はえ縄漁業でございますが、当漁業につきましては、ハタ類、タイ類、キンメダイ等の多様な底魚を漁獲しております特定大臣許可漁業でございます。今回この漁業につきましても、自主的資源管理措置を検討してまいりましたが、休漁を行うということで27ページの下段の「(2)資源管理措置」として、毎年休漁を行うことを決定したということございまして、こういった内容を指針の中に盛り込んだということでございます。

改正の内容は以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、質問、御意見等がありましたら、よろしくお願いたします。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 事務局にせっかくいい表をつくっていただいたんですが、2点ほど改善されてはどうかということでお話したいと思います。

表の暦の使用の件ですが、西暦と元号が整理されていないので併記されるなら併記、西暦なら西暦に統一された方がいいということです。例えば資料6-3の頭のところは、暦が昭和、平成、いわゆる元号になっていて、下の方は西暦になっていますけれども、このような形で他の表もみんななされていけばいいのかもしれませんが、ずっとめくっていくと西暦だけになったとか、せっかく情報公開されるんですから、見やすいようにというこ

とでございます。

それから、本文の中に2011年のことについての記述がたくさん入っているんですけども、それを追って表を見てみると、2011年のところがよくわからなかったりしているものですから、表の中でも2011年という表示があった方がいいという気がします。その辺りの工夫をしていただければということです。

それから、1点質問なんですけれども、勉強不足で恐縮なんですけど、資料6-3の17ページの(1)の2行目の中に、「近年漁獲による死亡の割合が増加傾向にある」ということなんですけど、この死亡というのはどういう意味なのか教えていただきたいということです。以上でございます。

○熊谷資源管理推進室長 1点目でございますが、申し訳ございません。これにつきましては、西暦と元号の関係を整理したいと思います。

それから、2011年でございますが、情報として入っているものは資源等がございますが、実は統計数値として公表されていない数値がございます。漁獲量等につきましては、大体1年遅れ、2年遅れという形になりますので、グラフ等ではそういった記述がある意味では困難だということで、情報としてのものはできるだけ入れるようにしておりますが、この中では省かせていただいているという事情を御理解いただきたいと思っております。

3点目の「近年漁獲による死亡の割合が増加傾向にある」ということですが、漁獲によって魚が死ぬ、通常漁獲死亡係数という形で、死亡という言葉は通常使わせていただいております。要は魚を獲ることによって、その段階で死にますので、そのことを表現させていただいております。

○佐藤委員 死んだ魚を獲るというのは、獲った段階でということですね。

○熊谷資源管理推進室長 そういうことになります。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 表記につきましては、今後御検討いただくということで、よろしく願いいたします。

他に御質問、御意見はございますでしょうか。

ないようですので、資源管理指針の改正につきましては、事務局案のとおり改正するというにしたいと思っておりますけれども、御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 それでは、そのように処理させていただきます。

続きまして、審議事項の②の「指定漁業の一斉更新小委員会の設置について」ということで、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○橋本企画課長 企画課長の橋本でございます。

資料7に沿って御説明させていただきます。

一斉更新小委員会の設置でございますけれども、指定漁業の許可等の一斉更新につきましては、資料に記載のとおり、9漁業種類について、平成24年8月1日付で行うこととしております。

なお、これまで1年ごとに許可等を行ってきました遠洋底びき網漁業につきましては、国際的な資源管理の進展等に伴いまして、許可の有効期間を原則である5年に戻すこととしております。

許可隻数の公示、その他の関連省令等の準備につきまして、平成24年3月下旬までに行い、その後3か月間の申請期間を経て、8月1日付で一斉更新を行う予定しております。

このために一斉更新に関する基本的な事項につきまして、短期・集中的に審議を進めるため、従前のとおり、一斉更新対象業種に関係の深い資源管理分科会の委員を中心として、本分科会の下に一斉更新小委員会を設けることとしたいと考えております。

小委員会の構成は、資料の2ページ目のとおりと考えております。委員の皆様方には御負担をおかけいたしますけれども、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ただいま御説明がありましたように、本分科会の下に小委員会を設置して、指定漁業の許可隻数を始め一斉更新に関する基本的な事項について御審議をいただいて、その結果について、この分科会に御報告いただくということでございます。

それから、委員の構成につきましては、資料7の裏にあるということです。

この小委員会のとりまとめ役としての委員長ですけれども、事務局案ではどうなっておりますでしょうか。

○橋本企画課長 事務局としましては、分科会長にも入っていただいておりますので、山川分科会長に委員長をお願いできればと考えております。

○山川分科会長 事務局案では私が指名されてございますけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、本分科会の下に小委員会を設置して、今後議論していくことにさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、報告事項に入ります。3件ございます。

まず、報告事項①の「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」事務局から御報告をお願いいたします。

○熊谷資源管理推進室長 TAC魚種の採捕数量でございますが、資料8をご覧くださいと思います。

それぞれの魚種につきまして、管理期間の初めから本年6月30日までに採捕された数量をそれぞれ記載させていただいております。

以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等がありましたら、よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項の②、「漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について」事務局から報告をよろしくお願いたします。

○長谷漁業調整課長 資料9をご覧ください。漁業構造改革総合対策事業、もうかる漁業と言った方が分かりやすいかと思いますが、その進捗状況でございます。

本事業につきましては、本年2月の第50回資源管理分科会においても御報告したところですが、19年度の予算化以来、各地域の漁業者を中心に操業形態や流通販売の改革の実証事業を行っております。現在までに52件の改革計画が認定されており、現在も22件の実証操業が行われております。

資料の1ページから4ページにかけて、既に操業が終了したものも含めまして、実証事業を実施した地域に概要を一覧にまとめてございます。

また、5ページに全国のプロジェクトを地図に落としたものを載せておりますけれども、一部震災の影響により休止しているものもございしますが、概ね順調に事業が行われております。

前回の御報告以降、4月と8月の2回、同事業の中央協議会が開催されまして、15件

の改革計画が新たに認定されております。

本事業の計画認定の期限は本年度内となっておりますけれども、現在、平成 24 年度予算において基金の積み増しと事業期間の延長の要望をしているところでございます。

また、漁船漁業の震災復興対策に関する予算として、先日成立いたしました 3 次補正予算におきまして、本事業の仕組みを活用したがんばる漁業復興支援事業 243 億円も計上させていただいたところでありまして、こちらも併せまして、漁船漁業の構造改革を推進していきたいと考えております。

次に 7 ページをご覧ください。資源管理分科会、あるいはこの後の一斉更新小委員会と関係が深い大中型まき網漁業の合理化に向けた取組みについて、やや詳しく御報告いたします。

これらの取組みでは、例示を出しておりますけれども、運搬船や探索船を削減して、これらの機能を有する網船を導入することによって、漁船導入費用の圧縮や燃油代、修繕費などのランニングコストを削減する一方で、ILO 基準を満たした居住環境を整備するなど乗組員の労働環境を改善するもので、概ね計画どおり実証が進行中です。これまでも報告させていただいておりますけれども、データの追加や更新を行っています。

8 ページをご覧ください。先行する北部太平洋海区における実証事業について、漁獲量を従来船団と比較しております。

まず 135 トンタイプですけれども、ここで従来船団と比較しますのは、構造改革事業船①第二たいよう丸です。実証 3 年目となる石巻のプロジェクトで、これは付属船なしの単船まき網です。

漁獲量をサバ・イワシ等とカツオ・マグロに分けまして、従来船団の漁獲量を比較してみたのが下の表になります。従来船団の実績を 100 とした場合のものをパーセントで示しておりますけれども、一番下の欄はこれまでの平均で、それぞれ 56.6 %と 56.7 %となっております。

次に 9 ページです。北部太平洋海区で操業している北勝丸の状況です。この北勝丸だけはもうかる漁業ではなくて、水産総合研究センターの事業によるものですが、類似の取組みとして関連しますので、ここで御報告いたします。

135 トン型の許可を見合いとして、平成 13 年度から平成 17 年度は 2 隻でのミニ船団操業、平成 18 年度から平成 23 年度は単船操業での試験操業を実施してきましたけれども、ミニ船団ではサバ・イワシ等が 79.8 %、カツオ・マグロが 92.8 %、単船操業ではサバ・

イワシ等が 50.4 %、カツオ・マグロが 65.3 %の実績となっております。

次に 10 ページの 80 トンタイプですが、これは 135 トンタイプと違いまして、サバ・イワシなどを主対象としております。ミニ船団の第八十一石田丸と波崎プロジェクトとして実施している構造改革事業船②第八十八石田丸です。

下の左側の表を見ていただくと、従来船団と比べて、ミニ船団②では 7 年間の比較で 96.8 %、構造改革事業船②の方は 3 年の比較で 121 %となっております。この 121 %という数字ですけれども、石田丸船団はイワシ類を対象とした操業比率が高いなどの特徴がございます。他の 80 トン型船の操業パターンと比べて漁獲量が多い傾向があります。

よって、比較のために、同じ石田丸船団のうちの従来型の船団と比べて見たのが右側の表ということで、これを見ますと、従来船団と比べますと、ミニ船団で 70.9 %、構造改革事業船② 85.7 %ということになります。

次に 11 ページです。これは東海黄海と西部日本海、東シナ海と日本海になりますが、これと北部太平洋海区で操業している構造改革事業船③第八十一天王丸の状況です。

それぞれの海域で従来船団の漁獲量を比較しましたがけれども、3 年間の平均で、東シナ海・日本海で 94.7 %、北部太平洋で 78.3 %、合計で 87.7 %となっております。

次に最後のページです。以上のように、これらの取組みにつきましては、いずれも個々の試験操業の結果、既存船に比べて漁獲量が増大しないことが実証されていると考えております。

下の方に書いておりますが、本年 3 月に大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針を改正いたしました。この規定に基づきまして、試験操業終了の周期に併せて順次本許可を行っていくという方針です。

他方、今後とも試験操業の取組みは透明性のある形で進めまして、沿岸漁業との調整にも十分に配慮していく方針です。

また、前日も御説明いたしましたけれども、海区によって操業実態が異なっていることや、またこの構造改革事業の認知度にも地域でばらつきがあるのが現状ですので、ある海区での実証結果をそのまま他の海区に自動的に適用することはせず、あくまでも海区ごとに検討を行っていく考えです。

なお、事業予算の話に戻りますが、構造改革に係る予算も震災復興に必要な予算についても、3 年間の実証事業をしようとする場合、新船建造のための造船所の手当を始め、複数の要素が密接に関係し、かつ関係者の方々の御尽力も必要になります。今後ともこうし

たさまざまな取組みを更に加速していくために、円滑な事業の実施が可能となりますよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、承ったということで、ありがとうございました。

続きまして、報告事項の③ということで、「指定漁業の認可及び起業の認可の状況について」事務局から御報告をよろしくお願いいたします。

○橋本企画課長 それでは、資料 10 をお開きください。これは漁業法第 64 条に基づき御報告させていただくものでございます。

1 ページ目につきましては、平成 22 年 10 月 1 日及び平成 23 年 10 月 1 日時点における指定漁業 11 種類の許認可隻数について記載しております。合計で 1,821 隻から 1,738 隻と、83 隻減少しております。この内訳が 34 隻が自主廃業または起業の認可の失効等ございまして、残り 49 隻は許可の有効期間が今漁期末である平成 23 年 8 月 31 日まで延長した東日本大震災により被災した中型サケ・マス流し網漁業者でございます。したがって、中型サケ・マス流し網漁業については、漁期が終了した今期の残りの期間の公示を行っていないために、たまたま許認可数が 0 となっているということでございます。

2 ページ目から 4 ページ目まででございますけれども、各漁業種類、トン数別に許認可隻数を整理したものでございます。

5 ページ目でございますけれども、平成 21 年及び平成 22 年の漁業種類ごとの漁獲量を整理したものでございます。指定漁業合計では 11 万 4,000 トンの減少となっております。

以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございました。

この件は一斉更新小委員会にも深く関わってくる内容でございますけれども、御意見、御質問等がありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これも御説明を承ったということで、処理させていただきたいと思っております。

これで報告事項まで終わりましたけれども、次の「その他」に移りたいと思っております。何

かございますでしょうか。

野村特別委員、よろしく願いいたします。

○野村特別委員 先ほど国内間の漁業種の問題も出ておりましたけれども、外国漁船との競合についてお話をさせていただきたいと思います。

我々は東シナ海・黄海で操業しておりますが、ここは中間海域とか暫定海域になっておりました、外国漁船も自由に操業できるところが大半でございます。その中で近年中国の虎網という漁法の漁船、まき網と曳き網を一緒にしたような漁船ですけれども、これが2年前が10隻ぐらい、去年が100隻ぐらい、今年は200隻ぐらい増えて、新造しているところでございます。こういった船が東シナ海に来て、我々の勢力と比較して、数的優位というか、我々には欠けておるわけなんです。

我々日本漁船としましては、今まで我々が開拓してきた漁場にも進出されてきておりました、密集しておるわけです。ですから、事故が起こらないように、そういう漁場を避けて、また別な場所に行くわけなんですけれども、我々が集魚しているときに、中国船は我々の周囲を近距離で何回もぐるぐる回るわけです。回ったり、近くで水中灯を入れて、潮の上手から流れてきて、また遠ざかるというような繰り返しなんです。そういうことをされて、我々の集魚しておった魚が沈下してしまったり、散ってしまったりして、操業を取りやめるといふこともしばしばなんです。

そういったことで、何とか事故の起こらないうちに、こういった操業妨害という行為をなくしていただくためにも、ルールづくりといいますか、そういった会議を速やかに開催していただいて、また先ほど来資源の管理で、中国、韓国、日本の取れ高などは把握されていないと思うんです。その辺の実態を正確に把握されて、我々の東シナ海の海が長く中国、日本、韓国がお互いに利用できるように、資源管理を徹底していただきたいというお願いでございます。

先ほど、まき網云々という発言がありましたが、我々も混獲で他の魚種などもまくときもございます。でも、それはデータとして正確に出しております。

それから、地元の方でも沿岸と沖合でいろいろ問題はございますが、誠心誠意話し合っ

て円滑に運んでいるところもございますので、その辺は御理解いただければと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

中国とのことですが、長谷課長、よろしく願いします。

○長谷漁業調整課長 野村委員から中国の虎網船の急増の話を知りました。私どもの調査予算で、遠まきの船をチャーターさせてもらって、外国船の操業実態等を調べたところ、ものすごい数の船が視認されたということで、業界の方が非常に不安に思っておられる、懸念されているということは承知しております。まず実態把握、情報収集ということで、我々も視認情報を手に入れましたけれども、日中協議の中で中国側にも情報提供を求めるということだと思います。

それから、何より洋上でのトラブルの問題ですが、先ほども国内漁船同士の漁場競合についての調停の話をしていただきましたけれども、相手が中国船ということになりますと、想像するだけで難しいと思っておりますが、協議の中で情報収集をするとともに、話し合いの糸口をつかんで、何とかトラブル防止につながるように努めていきたいと思っております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

他に何かございますか。柳谷特別委員、よろしく願いいたします。

○柳谷特別委員 審議事項の②の件でありますけれども、一斉更新小委員会の設置が承認されましたが、この際、一斉更新に当たりますので、かねてから沿岸が沖底の方に、あるいは大中まき網の方にラインの見直しということで要請してきておりますけれども、何とかこの委員会の中、また水産庁の施策を通してラインの見直しを協議していただけないものかと考えております。今のところ、大臣許可も、知事許可も、漁業協同組合が許認可する共同漁業権も、三者三様で同じ海域を操業している。これでは資源の維持管理が非常に難しいわけでありまして、この際、今までの操業条件を将来の資源を維持管理するためのものに変えていただきたい。

また、底びき漁法というのは、どうしても海底の環境を破壊する。沿岸側で親魚が産卵等々をしますし、稚仔魚もいます。これらを一網打尽にする漁法でありますから、海底環境の破壊というものは、これだけ資源が減少してきている中では、改めていただきたいと思っております。

また、大中まき網も距岸3海里まで入ってくるんです。距岸3海里ということになったら、その沖まで沿岸漁民の漁具がありますから、今は過去ほどはないにしても、常に沿岸魚種との被害のトラブルが発生する可能性も否定できない。これらのことも含めて、ラインの見直しも是非協議していただきたいというお願いであります。

以上です。

○山川分科会長 ラインの見直しについても検討していただきたいという御意見でございますけれども、これは御意見、御要望として承ったということで、一斉更新小委員会の中でまた御議論いただくということでよろしいでしょうか。

他にございますか。濱田特別委員、よろしく願いいたします。

○濱田特別委員 資料2-6でお伺いしたいことがございます。ページは20ページです。私は養殖餌料の需給の調査を今して、各産地に問い合わせたところ、西日本の産地、例えば松浦とか境港等でマサバの水揚げが大変少ないという話がありました。どれだけ獲れていないかという水準の話はわからないのですが、今のところ非常に少ないというお話を伺っていました。ですが、今回、対馬暖流系群が資源水準中位で、増加傾向という評価結果になっています。資源のことについては、私自身の理解も足りないんですが、このことについて、把握している範囲でその状況を教えていただければと思います。

○山川分科会長 資料2-6のどこですか。

○濱田特別委員 20ページです。マサバの対馬暖流系群のことです。

○内海漁場資源課長 20ページの対馬暖流系群ですが、漁獲の状況は19ページにありますような状況で、ぐっと減ってきていることは減ってきているんですけども、2000年以降はそれほど振れ幅が大きいということと、そこから資源量の推定を行って、20ページの「資源量および漁獲割合」というところですけども、近年の水準が黒丸で示したような水準で動いているということです。先ほど言いました高位、中位、低位の3段階に分けたときに、どういうふうになるかということで、基本は2010年のものがそこに該当するというので、資源水準は中位ということで、研究者の方に評価をしていただいたということでもあります。

先ほど言いましたように、資源の状況はかなりスケールの大きな中でそれぞれの系群の資源の判断をしております。その中でそれぞれの漁場においては、TACでも各県に配分した後、漁場形成が違って、A県ではなかなか獲れないのに、B県では結構漁獲が上がるというような状況がございます。委員がどちらでそういうお話しがあったのか、それぞれの漁場の形成状況をもし御指摘いただければ、研究者の方に問い合わせをして、後ほど回答することは可能かと思いますが、基本的にはスケールの大きなところで評価をした結果がこういう形になっているということでもあります。

先ほど申し上げましたように、それぞれの地域の漁模様、漁業者の感覚とのずれがあります。データ上そこでしっかり出てくるのであれば、それは資源評価に反映せねばならぬ

と考えておりますので、こういうところで漁獲が非常に少なくて、それはこういうことを反映しているのではないかという御意見があれば、また言っていただければ、それを資源評価の方に反映していきたいと考えています。

○山川分科会長 濱田特別委員、よろしいでしょうか。

○濱田特別委員 濟州サバなどが全然獲れていないという話でしたので、それでお伺いした次第でございます。

○山川分科会長 そういう情報も評価に勘案しながら、反映させていただくということで、よろしく願いいたします。

他にその他で何かございますか。佐藤委員、よろしく願いいたします。

○佐藤委員 諮問第 206 号の件で、要望です。別紙 1 の 1 ページ目、下段の資源管理・収入安定対策の件なんです。頑張る漁業者が安心して漁業に取り組めるよう、ひいては消費者が安心・安全で魚を食べるように、しっかりとした資源管理・収入安定対策を構築していただきたいという要望でございます。なかなか難しいでしょうけれども、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 今の件は 1 ページの下段のところ、3 の一番下ということですか。

○宮原水産庁次長 しっかりやれということでございますので、検討したいと思っております。

○山川分科会長 そういうことで、承ったということで、よろしいでしょうか。

他にその他でございますでしょうか。

その他、事務局からありましたら、よろしく願いいたします。

○丹羽管理課長 次回の資源管理分科会でございますが、今の予定では、来年 2 月に開催をお願いしたいと考えております。具体的な日程につきましては、個別に調整させていただきたいと思っております。

また、本日 14 時から、先ほどお話がありました一斉更新小委員会をこの会場で行うこととしております。小委員会の委員の方々におかれましては、後ほどまた御参集のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事については終了いたしました。議事進行のまずさもありまして、時間をかなりオーバーしてしまいましたけれども、活発な御議論をありがと

うございました。

それでは、これもちまして、本日の「資源管理分科会」を終わらせていただきます。

ありがとうございました。